

湖西市告示第 201 号

令和 7 年度湖西市中小企業高圧電力利用事業者電気料金支援金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 4 日

湖西市長 田内 浩之

令和 7 年度湖西市中小企業高圧電力利用事業者電気料金支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、電気料金の上昇の影響を強く受け厳しい経営状況にある市内の事業者に対し、事業の継続を支援するため、予算の範囲内で湖西市中小企業高圧電力利用事業者電気料金支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、湖西市補助金等交付規則（昭和 51 年湖西市規則第 18 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小売電気事業者 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）附則第 2 条第 2 項に規定するみなし小売電気事業者を含む。）をいう。
- (2) 高圧電力利用施設 小売電気事業者から高圧電力の供給を受けている市内の施設（店舗、工場、事務所その他の事業所等をいう。）をいう。

(交付対象者)

第 3 条 支援金の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、高圧電力利用事業者（高圧電力利用施設で事業を行っている中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者で市内に主たる事業所を有するものをいう。）をいう。）で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 支援金の受領後も事業を継続する意思があること。
- (2) 既に小売電気事業者に対して、高圧電力利用施設に係る電気料金を負担していること。

(3) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、補助の対象としない。

(1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業者（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項に規定する大企業者をいう。以下同じ。）が所有する事業者

(2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業者が所有する事業者

(3) 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める事業者

(4) 公序良俗に反するおそれがあると市長が認める事業者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業者

(6) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業者

(7) 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成24年湖西市条例第34号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）又は当該暴力団員等と密接な関係を有する事業者

(8) 支援金と同等の助成制度による財政的支援を受け、又は受ける見込みのある事業者

（交付金額）

第4条 交付する支援金の額は、次の各号に掲げる高圧電力利用施設に係る令和7年7月1日から同年9月30日までの間の任意の1月分の使用電力量に応じ、当該各号に定める額（当該1月分の電気料金の実績額が5万円を下回る場合は、当該実績額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額））とする。

(1) 1キロワットアワー以上2万キロワットアワー未満 5万円

(2) 2万キロワットアワー以上4万キロワットアワー未満 10万円

(3) 4万キロワットアワー以上6万キロワットアワー未満 15万円

(4) 6万キロワットアワー以上 20万円

2 前項の規定により支援金の額を算定する場合において、交付対象者が複数の高圧電力利用施設で事業を行っている場合は、それぞれの高圧電力利用施設の使用電力量を合算するものとする。

3 支援金の交付は、交付対象者1者につき1回限りとし、支援金の額は、最大で20万円とする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 高压電力利用施設一覧（様式第2号）
- (2) 高压電力利用施設における令和7年7月1日から同年9月30日までの間の任意の1月分の電力の契約、使用電力量及び当該使用電力量に係る電気料金に関する情報が確認できる書類の写し
- (3) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（申請者が法人の場合に限る。）
- (4) 直近の確定申告書の写し（申請者が個人事業者の場合に限る。）
- (5) 振込先口座の口座番号及び口座名義が確認できる通帳等の写し
- (6) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容の適否を審査の上、支援金を交付すべきと認めたときは、支援金の交付の決定及び額の確定を支援金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 支援金の不交付を決定したときは、申請者に対し、支援金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により決定した支援金の交付は、支援金交付申請書兼請求書に記載された口座に振り込むことにより行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 法令及びこの要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 偽り或其他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る支援金が既に交付されているときは、その交付対象者に対し、当該取消しに係る支援金について、期限を定めて返還させるものとする。

(報告)

第8条 市長は、支援金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、支援金の交付決定を受けた者又は支援金の交付を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 10 月 14 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 7 条から第 9 条までの規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）湖西市長

所 在 地
法 人 名 又 は 屋 号
代 表 者 役 職 氏 名

（個人の場合は、住所及び氏名を記載してください。）

令和 7 年度湖西市中小企業高圧電力利用事業者電気料金支援金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり支援金を交付申請します。申請に当たり、「5 誓約事項」に同意します。

1 申請者の基本情報

申請 事業者 情報	どちら か 選 択	☐ 法人	法人番号														
		☐ 個人 事業者	資本金	万円				従業員数		人							
			事業所 所在地	湖西市													
	該当する業種を選択			☐ 製造業その他 ☐ 卸売業 ☐ 小売業 ☐ サービス業													
	行っている事業の概要																
日中連絡 が 取れる方	☐ 代表者に同じ ※異なる場合は右欄記入要		フリガナ 氏 名														
	連 絡 先	TEL E-MAIL															

2 支援金の交付申請額

円

3 振込先

※個人事業主の場合は申請者本人名義、法人の場合は当該法人の口座に限ります。

振込先金融機関名				本・支店名			
銀行・信金・農協 労 金 ・ 信 組				本店 支店			
金 融 機 関 ・ 支 店 コ ー ド				種 別	口座番号（右詰めで記入）		
				普通・当座			
口 座 名 義 人 ※ カ タ カ ナ で 記 入							

4 添付書類

- (1) 高圧電力利用施設一覧（様式第2号）
- (2) 高圧電力利用施設における令和7年7月1日から同年9月30日までの間の任意の1月分の電力の契約、使用電力量及び当該使用電力量に係る電気料金に関する情報が確認できる書類の写し
- (3) （申請者が法人の場合）履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し
- (4) （申請者が個人の場合）直近の確定申告書の写し
- (5) 振込先口座の口座番号及び口座名義が確認できる通帳等の写し

5 誓約事項

- (1) 交付要件を全て満たしていることを確認しました。また、申請書の記載内容及び添付書類の内容に虚偽はありません。
- (2) 本事業について、関係法令等の違反はありません。
- (3) 本支援金を受けた後も事業を継続する意思があります。
- (4) 本支援金の申請に当たり、国や他自治体、団体等から同様の助成を受けていません。
- (5) 市において支援金交付申請者の市税納付状況について確認することに同意します。
- (6) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではありません。
- (7) 令和7年度湖西市中小企業高圧電力利用事業者電気料金支援金交付要綱の規定に違反したときは、支援金交付の決定の取消し及び当該取消しに係る支援金の返還の請求を受けても異議ありません。
- (8) 支援金を受領してから3年間、本事業に係る市の調査依頼に協力します。
- (9) 補助申請の内容について、市が必要に応じて国や県等の関係機関へ情報提供又は照会をすることに同意します。

様式第 2 号（第 5 条関係）

高圧電力利用施設一覧

	施設の所在地	小売電気事業者の名称	使用期間	使用電力量
1	湖西市		令和 7 年 月 日～ 令和 7 年 月 日	k W h
2	湖西市		令和 7 年 月 日～ 令和 7 年 月 日	k W h
3	湖西市		令和 7 年 月 日～ 令和 7 年 月 日	k W h
4	湖西市		令和 7 年 月 日～ 令和 7 年 月 日	k W h
5	湖西市		令和 7 年 月 日～ 令和 7 年 月 日	k W h
6	湖西市		令和 7 年 月 日～ 令和 7 年 月 日	k W h
7	湖西市		令和 7 年 月 日～ 令和 7 年 月 日	k W h
			合計	k W h

※ 高圧電力の供給を受けている市内施設のみ（店舗、工場、事務所その他の事業所）を記入してください。
低圧の電力供給を受けている施設は記載不要です

様式第 3 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

湖西市長

支援金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 7 年度湖西市中小企業高圧電力利用事業者電気料金支援金について、下記のとおり交付を決定し、その額を確定したので通知します。

記

1 決定及び確定金額 円

2 条件

湖西市補助金等交付規則及び令和 7 年度湖西市中小企業高圧電力利用事業者電気料金支援金交付要綱を遵守すること。

以上

様式第 4 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

湖西市長

支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 7 年度湖西市中小企業高圧電力利用事業者電気料金支援金について、下記の理由により不交付決定したので通知します。

記

理由

以上